

経営革新計画の申請等手続のデジタル化の進捗状況

令和3年4月27日 中小企業庁 経営支援部

- I 経営革新計画の申請等手続の概要
- Ⅱ 令和2年度電子申請システム実証実験
- 皿 今後の方向性

- I 経営革新計画の申請等手続の概要
- Ⅱ 令和2年度電子申請システム実証実験
- Ⅲ 今後の方向性

1. 経営革新計画の承認制度

- 中小企業等経営強化法に基づいて、中小企業者が付加価値額を向上させる計画を<u>都</u> 道府県知事に提出し、承認を受ける制度。承認事務の運用は都道府県知事の裁量。
- <u>承認されると低利融資</u>等が受けられる。ものづくり補助金の加点要素でもある。

(1) 国が基本方針を策定

基本方針の内容

- ①新事業活動の内容
 - (1) 新商品の開発又は生産、(2) 新役務の開発又は提供、(3) 商品の新たな生産又は販売の方式の導入、
 - (4) 役務の新たな提供の方式の導入、(5) 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他新たな事業活動
- ②数値目標
 - 事業期間は、3~5年。
 - 事業期間中に、付加価値額が年率3%以上増加、給与支給総額が年率1.5%以上増加する。
- ③その他配慮事項
 - 計画進捗状況についての調査(フォローアップ調査)を実施する。
- (2) 中小企業者が経営革新計画を作成



(5) 承認を受けると各種支援策の利用が可能

- 日本政策金融公庫による低利融資
- 信用保険法の特例 等
 - ※都道府県によっては独自の支援あり。



都道府県知事等による承認

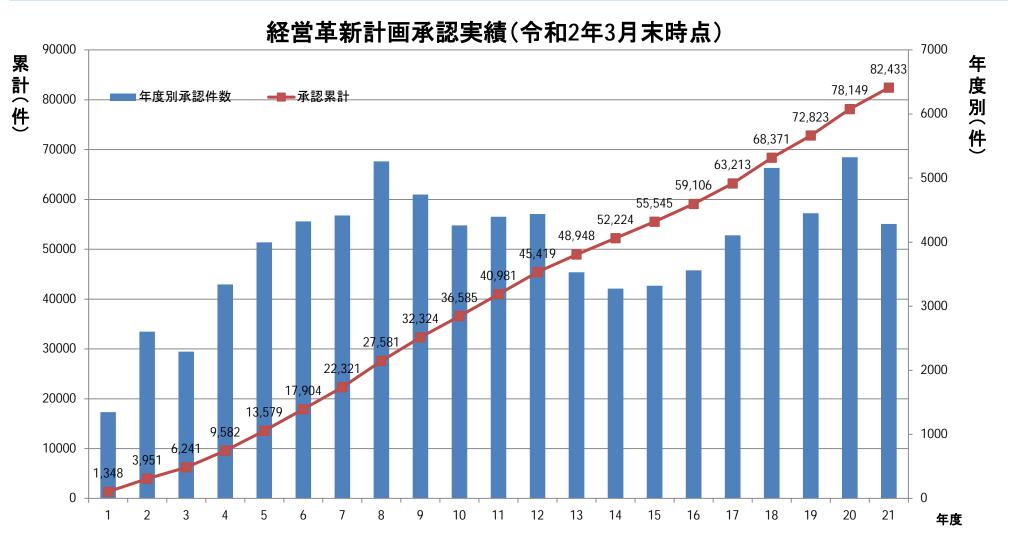
● 個別の中小企業者の申請については、都道府県知事が承認

【注】

- 複数社による共同申請で、各社が同一管内に存在するもの については、事業所管省庁の地方支分部局の長が承認
- 全国団体等による広域のものについては、事業所管大臣が 承認

2. 経営革新計画の承認件数

- 計画承認件数の累計は、令和2年3月末時点で82,433件。
- 年間4~5,000件。令和元年度は、5,325件、令和2年度は4,282件、



- I 経営革新計画の申請等手続の概要
- Ⅱ 令和2年度電子申請システム実証実験
- Ⅲ 今後の方向性

3. 令和2年度実証実験の概要①

申請を受け付ける都道府県及び申請者である中小企業にとって使いやすい適切な電子申請システムの構築を目指し、SaaSの既存サービス(kintone)を活用し、実証実験を実施。

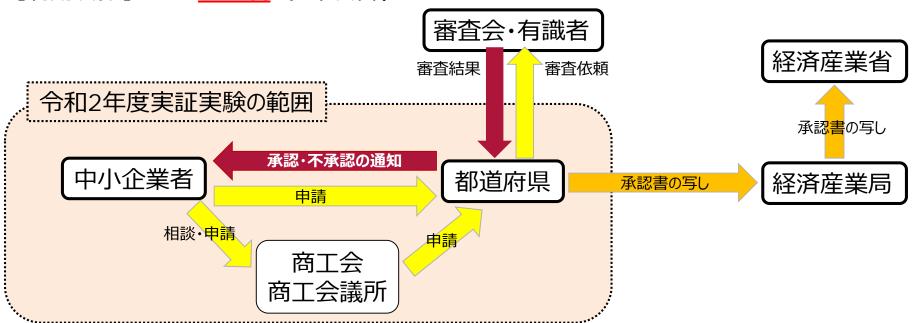
【受託事業者】 富士ゼロックス株式会社 ※委託費: 1,341万円

【システム運用期間】 <u>3ヶ月</u>(令和2年12月1日~令和3年2月26日)

【参加者】 **千葉県、静岡県、愛媛県**、各県の申請者、支援機関(商工会議所等)

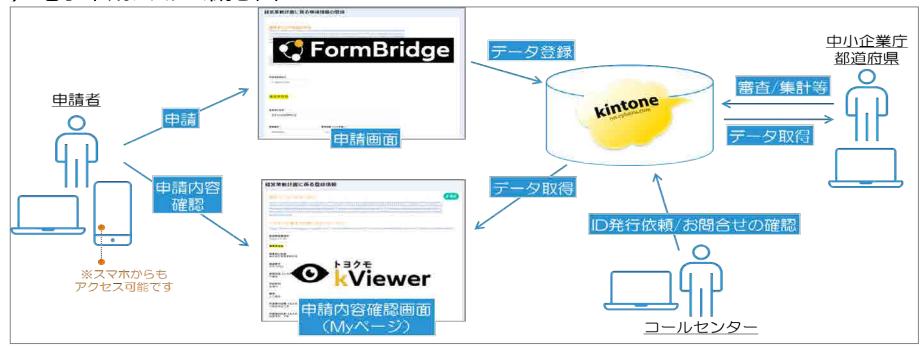
【プロセスの範囲】「申請→受付」に係るプロセス

【利用者数】 <u>72者</u>(3県合計)



4. 令和2年度実証実験の概要②

(1)電子申請システム概念図



(2) 電子申請システムの構成

· kintone:

サイボウズ株式会社が提供している、webデータベース型の 業務アプリ構築クラウドサービス。本システムでは申請情報を 保存するデータベースとしての役割を担っている。

・フォームブリッジ(kintone連携サービス):

本システムでは事業者が申請情報を直接kintoneに格納する 役割を担っている。

・kViewer (kintone連携サービス) :

本システムでは事業者が申請情報を確認する画面提供の役割を担っている。

(3) 電子申請システムのクライアント動作環境

OS	Webブラウザ
Windows	Internet Explorer, Microsoft Edge, Google Chrome, Mozilla Firefox
macOS	Google Chrome, Mozilla Firefox, Safari
iOS	Safari, Google Chrome
Android	Google Chrome

5. 電子申請システムの使い勝手の評価

- 電子申請システムの使い勝手については、「大変良い」、「良い」が6割以上。
- 誤入力防止の仕組みの不足、IDに係る情報の申請システムへの反映等について不満あり。

- 中小企業者及び支援機関に対し、電子申請システムの使い 勝手について聞いたところ、「大変良い」「良い」が63%。
- 「やや悪い」「とても悪い」は18%であり、主な理由は下記のとおり。
- ① 誤入力防止の仕組みが不足している。(郵便番号と連携できていない、プルダウンメニューがない等)
- ② ID発行手続きで入力したデータが反映されておらず、重複する入力項目がある。

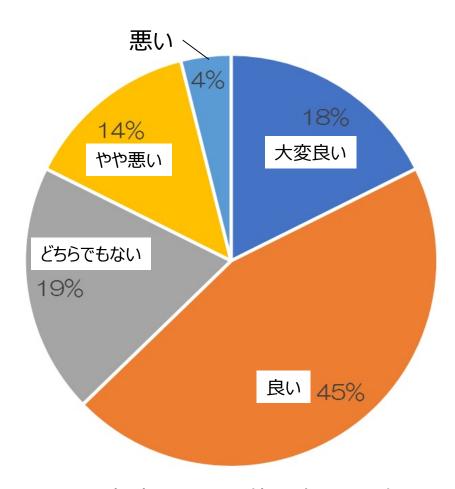


図1 電子申請システムの使い勝手の評価

6. 電子申請システムに対する要望①

分類	要望の例
(1) IDの発行	① ID発行システムと電子申請システムを連携させるべき(重複入力がないように) ② ID発行申請を受付けた場合は、自動の確認メールを送信するべき ③ 「GビズID」との連携を期待
(2) 支援機関の役割	① 中小企業者と支援機関それぞれに対して、「編集可」又は「閲覧のみ可」という<u>権限設定を可能とすべき</u>② 支援機関の担当者情報を入力すべき
(3) 入力ミスやばらつき の防止	① プルダウンの選択、ポップアップ表示、記載例の表示、により <u>誤入力を防止すべき</u> ② 郵便番号を入力すれば <u>住所が自動入力</u> されるようにすべき ③ 途中で作業が終了した場合には自動保存するようにすべき

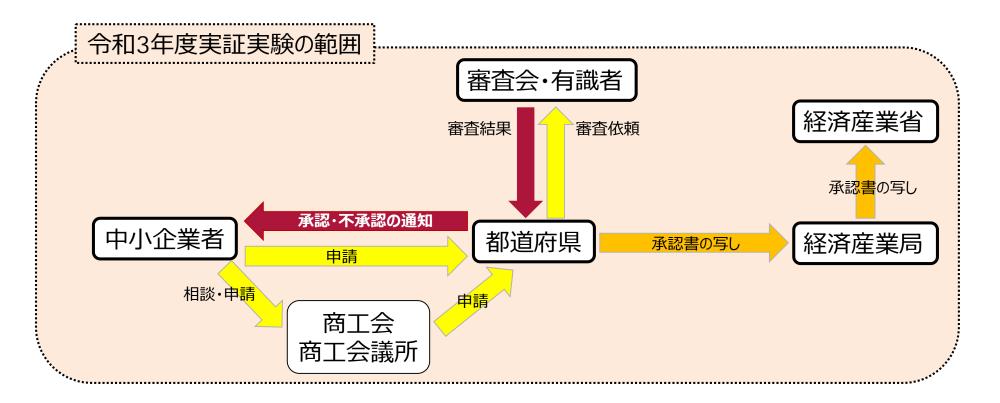
7. 電子申請システムに対する要望②

分類	要望の例
(4) 添付書類	① 補足資料を、自由にドラックアンドドロップで添付できるようにすべき② 電子化後の押印の要否を明確化すべき(押印したものをPDF化するのか等)③ 添付書類のファイル名をクリックすると内容を確認できるようにすべき
(5)情報共有の在り方	① 支援機関から県担当者への特記事項を記入できるコメント欄を設けるべき② 経営革新計画の修正等のやり取りをシステム上でできるようにすべき③ 申請情報の登録、情報追加・変更等があった際、事業者、支援機関、県の担当者等の関係者にメールが届くようにすべき
(6) 進捗管理	① 申請後、申請者が、<u>審査状況が確認できるように</u>すべき② 経営革新計画の実施報告書も管理ができるようにすべき

- I 経営革新計画の申請等手続の概要
- Ⅱ 令和2年度電子申請システム実証実験
- Ⅲ 今後の方向性

8. 令和3年度実証実験(案)

- 令和2年度実証実験の結果を踏まえ、<u>業務フロー全体を電子化</u>し、実証実験を行う。
- 対象県を(3県から) 5県~10県に拡大する。都道府県によって異なる審査フロー を踏まえた柔軟性のあるシステムとする。
- <u>令和4年度中の電子申請への完全移行を目指し</u>、システムの要件等を検討する。



9. 令和3年度実証実験におけるシステム改善方針案

<u>(1)GビズIDとの連携</u>

● GビズIDとの連携により、事業者の登録情報が自動入力されるようにする。

(2)審査の進捗情報の提供

● 審査を担当する都道府県や支援機関の担当者が各申請の現在のステータスを入力することで、申請者が審査の進捗状況を把握できるようにする。

(3)誤入力の防止、入力サポートの充実

- できる限りチェックボックスやプルダウンを活用する。
- 入力欄付近に記載例を表示する。
- 郵便番号を入力すると住所が入力されるようにする。
- 誤入力の際に、ポップアップで知らせるようにする。

(4)申請者との情報交換機能の付加

- 支援機関が支援先事業者の情報を確認できるようにする。
- 審査時に特記事項等のコメントを入力できるようにし、申請者が修正点や修正履歴を確認できるようにする。
- ※ 承認事務は都道府県知事の裁量に委ねられているため、都道府県の独自施策との連携、商工会・商工会議所等による支援を充実させるなど地方の実情に合わせた運用が行われている。 システム構築を行うに当たっては、上記にシステム改善事項に加え、都道府県と調整しつつ、地方の実情を踏まえた、効率的なシステムのあり方について検討を進める。

10. 実証実験を踏まえた視点

(1)SaaSを利用してシステムを構築することにより、電子申請システムの構築を迅 速に、安価に実現

● 令和2年度の実証実験では、「申請⇒受付」のみのプロセスを対象とするシステムではあるが、SaaSの既存サービス(kintone)を利用することにより、短期間(設計、テストを含めて約3週間)で構築。

(2)支援機関の役割が重要

- 経営革新計画の申請及び電子化においては、支援機関によるサポートが重要。 申請のプロセスにおいて支援機関が関与することを必須としている都道府県も存在。
- IT専門家の伴走的な支援も重要。

(3)計画の申請書に記載するデータの構造化

● 申請書に記載するデータを他の計画申請や分析等において活用する観点からは、記載するデータのロジックを再整理することが望ましい。経営計画認定制度等との関係も整理した上で、データの構造化を行うことも将来的な課題。

11. 今後のスケジュール

令和3年度

- 5月 関係都道府県との相談、実証実験の仕様の検討
- 6月 実証実験の事業者公募開始
- 7月 実証実験の事業者確定
- 8月 実証実験開始
- 2月 実証実験の結果のレビュー

令和4年度

4月 実証実験を踏まえ、実装に向けた都道府県との調整開始 年度内 電子申請受付開始